



10月より引下げられた 厚生年金保険の標準報酬月額

10月よりパートタイマー等短時間勤務者への社会保険の適用拡大が行われました。この適用拡大は被保険者数501人以上の企業が対象となるため、新たに被保険者となる人は限定的ですが、これと共に変更となる厚生年金保険の標準報酬月額の引下げについては全被保険者が対象となります。そこで今回は、この内容について確認しておきましょう。



1.引下げられる厚生年金保険の下限

これまで、厚生年金保険の標準報酬月額は、第1等級の98,000円から第30等級の620,000円までとなっていました。今回の社会保険適用拡大に伴い、下図の通り新たに第1等級として88,000円（報酬月額93,000円未満の場合に該当）が追加されました。これに伴い、これまでの等級は繰り下げられ、第1等級である98,000円は第2等級に、第30等級である620,000円は第31等級となりました。

2.適用対象となる人

社会保険の適用拡大の対象となる人は、複数ある要件のすべてに該当した人のみですが、引下げられた標準報酬月額表は全被保険者が対象となります。そのため、社会保険の適用拡大の対象になっていない人であっても、報酬月額が93,000円未満になった場合には、[新]1等級が適用されることとなります。

3.設けられる予定の経過措置

平成28年10月より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している人は、報酬月額が93,000円未満であっても、[旧]第1等級に該当していました。今回、経過措置が設けられ、[新]第1等級が追加されたことに伴い、このような人は、10月より[新]第1等級が適用される予定です。

この措置は厚生労働大臣が標準報酬月額を職権で改定することになり、対象者がいる場合には、日本年金機構から通知が届きます。そして、経過措置により改定された標準報酬月額は、平成28年10月から平成29年8月まで適用されることになっています。

正式な決定は9月下旬の予定となっています。

※本記事は平成28年9月10日時点の情報に基づき、作成しています。

改正前

等級	標準報酬		報酬月額	
	月額	円以上	円未満	
1	98,000	~	101,000	
2	104,000	101,000	~	107,000
3	110,000	107,000	~	114,000
⋮				
30	620,000	605,000	~	

改正後

等級	標準報酬		報酬月額	
	月額	円以上	円未満	
1	88,000	~	93,000	
2	98,000	93,000	~	101,000
3	104,000	101,000	~	107,000
4	110,000	107,000	~	114,000
⋮				
31	620,000	605,000	~	

平成28年4月に健康保険の標準報酬月額の上限が上げられ、平成28年9月には厚生年金保険料率の変更があり、さらに10月からは、この厚生年金保険の標準報酬月額の下限が引下げられるといった、例年より多くの社会保険に関する変更が行われています。いつから変更が適用になるかを確認の上、給与計算処理に誤りがないようにしていきましょう。